

国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金 (医療機関で支払う医療保険の窓口負担)の 免除申請、還付申請はお済みですか？

現在の医療費の取り扱い

次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関などの窓口でその旨を申告すると、医療保険の窓口負担は(猶予)免除され、支払いを求められることはありません。

- 【免除要件】
- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
 - ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である人
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

この取り扱いは平成28年9月30日(金)までです。

- ・平成28年10月以降、免除を受けるためには、①保険証と②免除証明書を医療機関の窓口で提示する必要があります。「②免除証明書」はご加入の健康保険に申請すると交付を受けられます。
- ・保険料(税)の減免申請をした人も一部負担金免除の申請は別途必要です。
- ※【要件】に当てはまる人がすでに医療機関などに対して支払ってしまった一部負担金(医療保険の窓口負担)の還付手続きも申請を受け付けています。

【申請時期・場所】

- ①申請場所 【白水庁舎】健康推進課 【久木野庁舎】窓口センター 【長陽庁舎】総合調整課
- ②受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日は除く。

【必要書類など】

■免除申請

- ①一部負担金免除申請書(申請場所窓口にあります)
※窓口に来れない場合は、郵送しますのでご連絡ください。またホームページからもダウンロードできます。
- ②被保険者証
- ③印鑑
- ④り災証明書(写し)※免除の要件①の該当者
(②～⑤の要件の該当者は、必要な書類を健康推進課までお問い合わせください。)

■還付申請

- ①一部負担金還付申請書(申請先窓口にあります)
※窓口に来れない場合は、郵送しますのでご連絡ください。またホームページからもダウンロードできます。
- ②被保険者証
- ③医療費の領収証(医療機関において支払った一部負担金の確認のため)
※領収証を紛失している場合は、医療機関へ再発行を依頼してください。
- ④振込先口座 (国保)原則、世帯主名義の口座へ振り込み
(後期)原則、被保険者名義の口座へ振り込み
※配偶者やご家族名義の口座を希望する場合はそれらの通帳
- ⑤印鑑
- ⑥り災証明書(写し)※免除の要件①の該当者